指針・要綱・基準等の扱いについて

平成 19 年 4 月 1 日

*「四日市市 雨水浸透・調整施設 指針」

- ・ 官・民全体として、どのように取り組むべきかを示している。
- ・ 雨水浸透及び雨水調整に努めることにより、都市の保水機能の確保及び都市型水害の防止 を図り、市民生活環境の向上の推進に寄与することを目的としている。
- ・ 市の責務、市民及び事業者の協力、雨水浸透施設の推進、雨水調整施設の推進を明文化している。

*「四日市市公共施設 雨水浸透・調整施設 整備要綱」

- 公共の立場で、どのように取り組むべきかを示している。
- ・ 「四日市市雨水浸透・調整施設指針」に基づき、公共施設の雨水流出抑制及び地下水の涵 養に努めることにより、河川・水路の氾濫の防止、都市型洪水の防止及び河川水量の維持等、 水循環の調整と向上に寄与することを目的としている。
- ・ 市の責務について、明文化している。

*「四日市市雨水浸透・調整施設設置 技術基準」

- あくまで標準的な技術的基準として、策定されている。
- ・ 浸透施設設置の計画、設計、施工並びに維持管理に係る技術的な基準を示すことにより雨 水流出抑制を行い、都市型洪水の防止、地下水の涵養、河川・水路の氾濫の防止及び河川の 平常水量の保全等、水循環の向上に役立てることを目的としている。

*「四日市市総合治水対策(雨水対策編)」

- ・ 総合治水対策検討委員会の設立趣旨が明記されている。
- ・ 総合的な治水対策における雨水対策をハード・ソフト両面から実施するにあたり、課題や 見直しが必要となる事項について、総合治水対策検討委員会で検討を加え、関係機関が連 携・協力して実現に努力することを記している。

*「設計・委託・指導・啓発時 四日市市総合治水対策チェックリスト」

- ・ 総合治水対策に関連した事象を担当する部局においては、このチェックリストを随時作成 し、設計書・支出伺い・予算執行伺い等の起案時に添付する。
- ・ 工事については、金額の多少に関わらず全工事を対象とする。

*「四日市市総合治水対策チェックリストによる集計表」

- ・ 半期(9月末、3月末)ごとにチェックリストの集計を行う。
- 特記事項には、地域特性など将来施工方法への活用ができるように配慮して記入する。